

## 川崎市議会 パブリックコメント

このチラシは御自由にお持ち帰りください。

## (仮称) 川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子 (案)



## についての意見募集

川崎市議会では、平成25年5月22日に健康福祉委員会において、委員（議員）より自殺対策の条例に関して委員会で案を作成し、提案に向けて検討していくことについて発議され、これまで議論を重ねてまいりました。

この間、基本理念を始め、市や事業主、学校等の責務、市民の役割、自殺対策総合推進計画の策定などの項目について協議を進め、この度、「(仮称) 川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子 (案)」をまとめました。つきましては、この条例骨子 (案) に対する皆様からの御意見を募集いたしますので、下記の方法により御意見をお寄せください。

○募集期間 平成25年10月16日（水）から平成25年11月15日（金）まで

※郵送は、当日消印有効

○閲覧場所等 各区役所、かわさき情報プラザ及び議会局に募集期間中閲覧場所を設置しているほか、支所、市民館、図書館等でも御覧いただけます。

また、川崎市議会ホームページからも御覧いただけます。

<http://www.city.kawasaki.jp/council/>

○意見の提出方法

(1) 電子メール

インターネットで川崎市議会ホームページにアクセスし、案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

(2) FAX

FAX番号 044-200-3953 (川崎市議会 議会局議事調査部政策調査課)

(3) 郵送又は持参

宛て先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市議会 議会局議事調査部政策調査課 (川崎市役所第2庁舎5階)

※(2)、(3)についての意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名 (団体の場合は名称及び代表者名)」、「住所」及び「連絡先 (電話番号、FAX番号又はメールアドレス)」を明記してください。

なお、「意見書様式」を用意しておりますので、必要に応じて御活用ください。

○その他 ・御意見は取りまとめの上、川崎市議会としての考え方と併せて川崎市議会ホームページ等に公表いたします。

・御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御承知おきください。

問い合わせ先 川崎市議会 議会局議事調査部政策調査課

電話 044-200-3375・3378

FAX 044-200-3953

### ◎提案の背景(5月22日に健康福祉委員会において委員から発議された際に示されたもの)

我が国の自殺者数は、例年 3 万人前後で推移している。政府は、平成 20 年に自殺者数と交通事故死者数との比較調査結果をまとめたが、それによると、前者は后者の 6 倍にも上るとされている。

また、同年の人口 10 万人当たりの自殺者数を本市に当てはめてみると、全国では 24 人、本市が 21.1 人でやや平均を下回っていると言える。

しかし、その前年と比較すると全国が 24.4 人であるのに対し、本市は 19.5 人であり、本市の状況は全国と比べ増加傾向にあった。

とはいえ以後は、本市も自殺率で見れば低下傾向にあるものの、自殺者数は、例年 200～300 人程度で推移していて、依然として、自ら命を絶つ人が跡を絶たない。

また、人口の違いもあるので単純に比較はできないものの、本市は平成 22 年のデータでは自殺者数が全国市町村においてワースト 8 位である。さらに、自殺対策白書によれば、15～34 歳の死因の 1 位は自殺であり、無論、本市も例外ではない。

その上、自殺は、当事者周辺の 5～10 人程度には、心理的、社会的、経済的に深刻な影響を及ぼすと言われる。また、自殺の要因は個人的なものだけではなく社会的なものが複合的に重なっており、その対策も危機介入や困難状況への具体的支援だけでなく、安心して暮らせる社会構築まで一貫したものでなくてはならない。

それゆえ、本市においても、自殺を個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題として、据えていく必要がある。

自殺を考えている人は、そのような考えに至る以前に、変調を来すなど何らかのサインを発していることが多いとされ、一人ひとりがこれに気づき、対応できることの意義は大きい。

そうした状況を踏まえ、自殺を防止するためには、行政はもちろん、市民が他人ごとではなく、我がことの問題として捉え直していかなければならない。

そこで、議会が果たすべき責任は、行政が行う自殺対策への後押しをするだけでなく、市民が自殺への問題意識を醸成していくことにも寄与していくべきと思われる。

以上より、議会として、「市民とともに自殺に追い込まれない社会をつくる」という強いメッセージを発信していくことが肝要と考え、条例の提出を検討すべきとの考えに至った。

## 条例骨子(案)の内容

### 1 条例の前文

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならぬ。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他の関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

### 2 条例の目的

この条例は、自殺対策に関し、基本理念、市の責務、市民の役割のほか、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 3 条例の概要

#### (1) 基本理念

自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (ア) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (イ) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (ウ) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (エ) 市及び関係機関等※の相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

※ 関係機関等 … 国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者

## (2) 市の責務

- ア 市は、上記(1)の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。
- イ 市は、上記アによる関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。
- ウ 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

## (3) 事業主の責務

- ア 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。
- イ 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (4) 保健医療サービス等を提供する者の責務

- ア 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係する、又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。
- イ 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

## (5) 学校等の責務

- ア 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。
- イ 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、上記アの問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

## (6) 市民の役割

市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(7) 財政上の措置等

市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(8) 自殺対策総合推進計画の策定等

ア 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という。）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (ア) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (イ) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (ウ) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (エ) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (オ) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (カ) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (キ) 自殺未遂者に対する支援
- (ク) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
- (ケ) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

イ 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(9) 留意事項

市長は、自殺対策総合推進計画の策定及び施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (ア) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (イ) 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及し、又は自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ若しくは話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、若しくは当該兆候を示した者を見守る役割を、業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
- (ウ) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、上記(イ)の役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(10) 評価及び報告書の作成等

市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び上記(8)のイの目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

(11) 連携のための仕組みの整備

市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。



市の自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」。  
いつもみんなの幸せを願っている心優しいキャラクターです。  
うさぎの大きな耳で他の人の悩みを親身になって聴いてくれます。  
ゴールキーパーのように、心を受け止めます。

## 意見書

|                                    |                             |              |          |
|------------------------------------|-----------------------------|--------------|----------|
| <b>題名</b>                          | (仮称) 川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子 (案) |              |          |
| <b>氏名</b><br>(団体の場合は、<br>名称及び代表者名) |                             |              |          |
| <b>電話番号</b>                        |                             | <b>FAX番号</b> |          |
| <b>住所</b> (又は所在地) *区名まで            |                             |              |          |
| <b>意見の提出日</b>                      | 平成 年 月 日                    | <b>枚数</b>    | 枚(本紙を含む) |

### 条例骨子(案)に対する意見

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

|             |                        |              |              |
|-------------|------------------------|--------------|--------------|
| <b>部署名</b>  | 川崎市議会 議会局議事調査部政策調査課    |              |              |
| <b>電話番号</b> | 044-200-3375・3378      | <b>FAX番号</b> | 044-200-3953 |
| <b>住所</b>   | 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 |              |              |

## パブリックコメント資料の閲覧場所及び配布先

## 1 閲覧場所

- (1) 各区役所市政資料コーナー (3) 総務局市民情報室  
 (2) 情報プラザ (第3庁舎2階) (4) 議会局

## 2 配布先 (市の機関等)

- (1) パブリックコメントにおける一般的な配布先 (資料の開架)

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 区役所 (7箇所)           | 図書館 (7箇所)         |
| 支所・出張所・連絡所 (7箇所)    | 教育文化会館・市民館 (7箇所)  |
| 行政サービスコーナー (6箇所)    | 図書館又は市民館の分館 (7箇所) |
| シティセールス・広報室 (本庁舎1階) | 市民ミュージアム          |
| 情報プラザ (第3庁舎2階)      | (財)生涯学習財団         |
| 公文書館                |                   |

- (2) 今回特別に配布する市の機関 (市立学校へは校長会において説明。他の施設は資料の開架を依頼)

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 精神保健福祉センター           | 各区の保健福祉センター (7箇所)     |
| こころの相談所              | 地区健康福祉ステーション・健康ステーション |
| 障害者更生相談所             | (3箇所)                 |
| 百合丘障害者センター           | 市立小学校 (131校)          |
| 心身障害者総合リハビリテーションセンター | 市立中学校 (51校)           |
| 看護短期大学               | 市立高校 (3校)             |
| 川崎病院・井田病院            | 市立特別支援学校 (3校)         |
| 男女共同参画センター           |                       |

- (3) その他の市の機関 各局に通知するとともに、市施設の指定管理者への周知も依頼する。

## 3 配布先 (市の機関以外)

|                     |                      |              |
|---------------------|----------------------|--------------|
| 川崎市医師会              | 川崎市老人福祉施設事業協会        |              |
| 川崎市病院協会             | 川崎市介護老人保健施設連絡協議会     |              |
| 川崎市歯科医師会            | 社会福祉法人 川崎いのちの電話      |              |
| 川崎市薬剤師会             | NPO法人 全国自死遺族総合支援センター |              |
| 川崎市看護協会             | NPO法人 ジェントルハートプロジェクト |              |
| 神奈川県柔道整復師会 川崎支部連合会  | かわさきチャイルドライン         |              |
| 川崎市鍼灸マッサージ師会        | 地域包括支援センター (49箇所)    |              |
| 神奈川県理容生活衛生同業組合 川崎支部 | 障害者相談支援センター (28箇所)   |              |
| 川崎市美容連絡協議会          | 川崎南地域産業保健センター        |              |
| 神奈川県司法書士会           | 川崎北地域産業保健センター        |              |
| 横浜弁護士会 川崎支部         | 川崎南労働基準監督署           |              |
| 川崎商工会議所             | 川崎北労働基準監督署           |              |
| 川崎市社会福祉協議会          | 県立高校 (市内14校)         |              |
| 川崎市身体障害者協会          | 県立特別支援学校 (市内3校3分教室)  |              |
| 川崎市精神障害者地域生活推進連合会   | 私立小学校 (市内4校)         |              |
| NPO法人 川崎市障害福祉施設事業協会 | 川崎市私立中学高             | 私立中学校 (市内6校) |
| NPO法人 あやめ会          | 等学校長協会               | 私立高校 (市内6校)  |
| 川崎市介護支援専門員連絡会       |                      |              |

## (仮称)川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子(案)に対する意見募集の実施結果について

### 1 概要

本市議会では、平成25年5月22日に健康福祉委員会において、委員(議員)より自殺対策の条例に関して委員会で案を作成し、提案に向けて検討していくことについて発議され、これまで議論を重ねてまいりました。

この間、基本理念を始め、市や事業主、学校等の責務、市民の役割、自殺対策総合推進計画の策定などの項目について協議を進めて、「(仮称)川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子(案)」をまとめ、平成25年10月16日から1箇月間、この条例骨子(案)に対する市民その他関係者の皆様の御意見を募集しました。

### 2 意見募集の概要

- ◆意見の募集期間：平成25年10月16日(水)から平成25年11月15日(金)まで
- ◆意見の提出方法：電子メール、FAX、郵送、持参
- ◆意見の周知方法：
  - (1) 市議会ホームページに掲載
  - (2) 情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所、出張所、行政サービスコーナー、市立図書館、市民館、各区役所保健福祉センター、市立病院、こころの相談所、議会局等にパンフレット等を配架
  - (3) 関係団体にパンフレット等を送付し、団体関係者への案内を依頼

### 3 意見提出件数及び意見数

| 提出件数  |    | 意見数   |    |
|-------|----|-------|----|
| 4件    |    | 13件   |    |
| 【内訳】  |    | 【内訳】  |    |
| 電子メール | 1件 | 電子メール | 5件 |
| FAX   | 2件 | FAX   | 7件 |
| 郵送    | 1件 | 郵送    | 1件 |
| 持参    | 0件 | 持参    | 0件 |

### 4 項目別意見提出状況

| 項目                     | 寄せられた意見の件数 |
|------------------------|------------|
| 題名                     | 1          |
| 条例の前文                  | 1          |
| 条例の目的                  | 0          |
| 条例の概要                  | 9          |
| (1) 基本理念               | (0)        |
| (2) 市の責務               | (1)        |
| (3) 事業主の責務             | (1)        |
| (4) 保健医療サービス等を提供する者の責務 | (0)        |
| (5) 学校等の責務             | (1)        |
| (6) 市民の役割              | (1)        |
| (7) 財政上の措置等            | (1)        |
| (8) 自殺対策総合推進計画の策定等     | (3)        |
| (9) 留意事項               | (0)        |
| (10) 評価及び報告書の作成等       | (0)        |
| (11) 連携のための仕組みの整備      | (1)        |
| 条例骨子(案)全般              | 1          |
| 条例骨子(案)以外のもの           | 1          |

※ ( )内の数字は、内数

## 5 寄せられた御意見の概要

### (1) 題名について

| 条例骨子(案)の内容                | 寄せられた意見(概要)   | 意見に対する健康福祉委員会の考え |
|---------------------------|---|------------------|
| (仮称)川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子(案) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 目的は、減らすことであって「対策」ではないので、「川崎市自殺撲滅の推進に関する」とするべき。自殺対策とは、自殺という「結果」に対しての対策であり、自殺を感知して止めるということも必要であるが、自殺に追い込まれる要因、そのプロセスについても問題にすべきである。</li> </ul> |                  |

### (2) 前文について

| 条例骨子(案)の内容  | 寄せられた意見(概要)  | 意見に対する健康福祉委員会の考え |
|---|--|------------------|
| <p>人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。</p> <p>自殺に至る背景には、個人的な要因だけでなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけでなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。</p> <p>そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。</p> <p>ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他の関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自殺対策に関心と理解を深める」だけでなく、「自殺に追い込まれる原因とその過程に対して関心と理解を深める」ことも必要である。</li> </ul> <p>《上記に付してあった御意見の概要》</p> <p>「人と人との温かいつながりの中で生きていける生活環境作り、地域作りが、「自殺」という下流を撲滅する前提(上流)となる」ことを、色々な地域社会の人々が理解し、そのために行動することも必要であり、自殺に追い込まれない社会の実現につながる。</p> <p>条例は、下流問題ばかりに着目しているように見え、もちろんそれらも大切であるが、上流問題にももっと視点を向けるような条例作りは、日本における自殺撲滅についての画期的なものになると思う。(いじめの問題も下流であるいじめられた子ども(会社では社員)に着目し、支援することも必要であるが、上流であるいじめる子ども(会社では上司・社内の競争など)の問題も取り上げないといけないのと同様である。)</p> |                  |

### (3) 条例の目的について

| 条例骨子(案)の内容   | 寄せられた意見(概要) | 意見に対する健康福祉委員会の考え |
|--|-------------|------------------|
| <p>この条例は、自殺対策に関し、基本理念、市の責務、市民の役割のほか、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> |             |                  |

### (4) 条例の概要について

| 条例骨子(案)の内容   | 寄せられた意見(概要) | 意見に対する健康福祉委員会の考え |
|--|-------------|------------------|
| <p>(1) 基本理念</p> <p>自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。</p> <p>(ア) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。</p> <p>(イ) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。</p> <p>(ウ) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。</p> <p>(エ) 市及び関係機関等※の相互の密接な連携の下に行われるものとすること。</p> <p>※ 関係機関等 … 国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者</p> |             |                  |



|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(2) 市の責務</p> <p>ア 市は、上記(1)の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>イ 市は、上記アによる関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。</p> <p>ウ 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市は、まず「顔と顔のつながる温かな地域作り」を目指すことを基本に置くべきであり、そのために行政がイニシアチブを取ることも必要な場合もあるかもしれないが、(6)の市民の自発的活動を市が支援することはより現実的で大切である。</li> </ul>   |  |
| <p>(3) 事業主の責務</p> <p>ア 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>イ 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● グローバル社会、金が自由に世界を駆け巡り、金が金を呼ぶシステムの中で、企業は利益を上げるために規制を外して何でも行いたいという行動原理があるが、そのようなストレスフルな企業から、「職員が生き生きと仕事のできる環境作りを行う企業」を目指すべき。</li> </ul>  |  |
| <p>(4) 保健医療サービス等を提供する者の責務</p> <p>ア 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係する、又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>イ 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。</p>  |  |  |
| <p>(5) 学校等の責務</p> <p>ア 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>イ 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、上記アの問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校も「いじめ撲滅」のために下流(いじめられる子ども)だけでなく上流(いじめる子ども)にも留意して対応することが求められ、そのためには、まず教職員がストレスフリーであることが求められ、市の教育委員会と各学校との間にもストレスが無い構造を目指すことが求められる。</li> </ul>   |  |
| <p>(6) 市民の役割</p> <p>市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民は、顔と顔の会う温かい地域作りを目指す(市の支援・協労も必要)ことの必要性を理解し、実行する。その基本は、「各家族が温かい雰囲気にあること」である。「あいさつ運動の輪」と題して、「家庭・学校・地域のさらなる連携をめざして」との自治会発行の記事があるが、地域の上流問題に対する1つの活動だと思う。</li> </ul>                      |  |
| <p>(7) 財政上の措置等</p> <p>市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政上の措置等について、努力義務ではなく、具体的な推進の仕組みを打ち出してはどうか。</li> </ul>   |  |
| <p>(8) 自殺対策総合推進計画の策定等</p> <p>ア 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(ア) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供</p> <p>(イ) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進</p> <p>(ウ) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上</p> <p>(エ) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備</p> <p>(オ) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備</p> <p>(カ) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実</p> <p>(キ) 自殺未遂者に対する支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進計画のアに「(ク) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援」が明記されていることは高く評価できる。</li> <li>● 推進計画のイに「自殺対策に関する定量的な目標を定める」とある点は高く評価できる。</li> <li>● 自殺者の親族という呼称については、近年、表現が定着し当事者も要望している自死遺族という呼称が適切ではないか。</li> </ul> |  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>(ク) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援<br/> (ケ) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援<br/> イ 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。</p>  |  |  |
| <p>(9) 留意事項<br/> 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及び施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。<br/> (ア) 各区又は地域の実情に配慮すること。<br/> (イ) 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及し、又は自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ若しくは話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、若しくは当該兆候を示した者を見守る役割を、業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。<br/> (ウ) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、上記(イ)の役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。</p> |  |  |
| <p>(10) 評価及び報告書の作成等<br/> 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び上記(8)のイの目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。</p>   |  |  |
| <p>(11) 連携のための仕組みの整備<br/> 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携のための仕組みの整備について、努力義務ではなく、具体的な推進の仕組みを打ち出してはどうか。関係機関連絡協議会等の設置、庁内担当部署の設置について検討してほしい。</li> </ul> |  |

(5) 条例骨子(案)全般について

| 条例骨子(案)の内容 | 寄せられた意見(概要)   | 意見に対する健康福祉委員会の考え |
|------------|---|------------------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回示された条例骨子(案)に基づいた条例を制定し、自殺予防に積極的に取り組んでいくことを期待する。</li> </ul> |                  |

(6) 条例骨子(案)以外のものについて

| 条例骨子(案)の内容 | 寄せられた意見(概要)   | 意見に対する健康福祉委員会の考え |
|------------|---|------------------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自殺の原因は①うつ病、②いじめ、③事業者等の生活再建面の問題の3つに類型化される。①については医学上の措置をどれだけの確に行えるか、②については子供の教育環境、子供の世界に大人がどこまで入るかの問題である。③については、早期に弁護士等にアクセスすることで解決できる問題がほとんどである。どの類型であっても個人が孤立化しないように、コミュニティの再生又は代替になるものを作る必要があると思う。</li> </ul> |                  |